

令和6年  
9月15日  
第56号

発行  
内外政治  
研究G  
代表 宮田修一

## 悠仁親王殿下ご成年

悠仁親王殿下は6日、18歳の成年を迎えられました。国民統合の象徴として将来の皇室を担われる殿下の慶事を心よりお祝い申し上げます。

古事記や日本書記は、日本を「秋津島(洲)」と記しており、「あきつ」はトンドの古名でもあります。殿下が、その学術研究を続けておられることに、男系の皇統を継がれるお立場とのご縁を感じます。

新旧の皇室典範は天皇、皇太子、皇太孫の成年を「十八年」と定めています。今上陛下と秋篠宮皇嗣殿下は「ご身



【写真】 宮内庁HP

位」がこの規定に該当しなかったため、民法が定める20歳で成年を迎えられました。悠仁殿下は成人年齢の引き下げに合わせて18歳で成年を迎えられました。成年式の行事は来春の高校ご卒業後になる予定です。なお、第31号(令和5年9月1日)でお知らせしたように、共同通信は独自の不可解な基準で、「未成年皇族」には敬語を使わず、配信を受ける地方紙の悠仁殿下の記事には敬語がありませんでしたが、今回から「記事の最初のセンテンス」に敬語が入りました。

### 自民党総裁選

## 小泉氏の「別姓推進」の主張は「誤認」だらけ

自民党の総裁選で、小泉進次郎氏は選択的夫婦別姓制度の導入を打ち出しましたが、保守層の反発もあって、テレビ局の調査では、国会議員と党員票の合計で高市早苗氏が逆転したとの結果も出ています。

6日の立候補会見で小泉氏は「旧姓の併記(通称使用)」に対する見解を訊かれ、経団連の「提言」にある誤認の内容をオウム返しで説明しました。以下4点に絞って、列挙します。

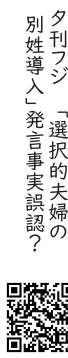
①旧姓(のまま)では不動産登記ができません  
↓今年4月から「旧姓併記」での登録が可能(法務省HP)

②特許の取得時に旧姓は利用できない  
↓令和3年10月から「旧姓併記」での申請が可能(特許庁HP)

③多くの金融機関では旧姓で銀行口座やクレジットカードを作れない  
↓銀行や信用金庫では全国の6割で旧姓名義の口座開設が可能(金融庁HP)

④論文では旧姓は利用できない  
↓世界で1000万人が利用するORCID(オーキッド)システムへの登録によって「旧姓(別姓)」や「別名」でも論文発表が可能。

### 読売社説「時の勢いで進めるべきでない」



13日の読売新聞社説は小泉氏の導入提唱に触れて「親の視点だけで判断していい問題なのだろうか」と疑問を呈し、「国民生活や社会に大きな影響を与える改革を時の勢いで押し進めるべきではない」と批判しました。

また、12日の告示後のフジTV系列の討論番組で小泉氏がライバル候補の上川陽子氏に「賛成だ」と思うが「水と水が向けたところ、上川氏は賛成か、反対か、世の中を分断する議論は避けるべき」と一蹴しました。

### 岸田首相

## 「改憲議論振り出しに戻すな」

自民党の改憲実現本部は2日の全体会で、自衛隊明記について、平成30年の「条文イメージ・たたき台素案」を前提とし、「第9条の2」とすることを確認しました。総理や内閣の服務を規定した第5章にも「自衛隊」を入れる場合、「通常の行政機関として固定されない表現などにする必要がある」との意見も出された。

自民党が平成24年4月に策定した「日本国憲法改正草案」では、自衛隊ではなく「国防軍」となっていますが、9条に「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍」と明記した上で、第5章の第72条に「内閣総理大臣は、最高指揮官として国防軍を統括する」と書いています。

この日の会合で、岸田首相は「これまで総理総裁が変わることで、議論が振り出しに戻ってしまふということがあったが、繰り返しはならない」と述べました。